

妓楼建築の保存・活用にみる遊廓の記憶と地域

—奈良県大和郡山市旧洞泉寺遊廓旧川本家住宅「町屋物語館」を中心として—

加藤 晴美

近年では遊廓に関する関心の高まりもあり、各地でかつて貸座敷や特殊飲食店として営業していた妓楼建築の保存・活用が行われつつある。しかしながら、遊廓は売買春という「負の歴史」を抱えた空間でもあり、ときに遊廓が存在した過去の記憶は地域社会にとって忌避されることもある。本稿は、現代の地域社会のなかで、売春という負の記憶と結びつく遊廓という空間が、いかに「保存」され、語られていこうとするのかを明らかにするものである。本稿では新聞記事を用いて売春防止法施行から現在に至る、妓楼建築の保存・活用事例を概観したのち、奈良県大和郡山市旧洞泉寺遊廓で貸座敷として営業していた川本家住宅を主要な事例として、市による建築物の取得や「町屋物語館」としての一般公開に至るまでのプロセス、町屋物語館における遊廓の記憶に関する語りを分析した。

キーワード：遊廓 妓楼建築 負の歴史 記憶の場所 川本家住宅

1. はじめに

本稿の目的は、妓楼建築をはじめとする遊廓関連遺構の保存と活用の過程に着目することにより、かつて売買春が行われた遊廓という空間にかかわる記憶が地域社会のなかでいかに語られ、継承されているのかを明らかにするものである。とくに奈良県大和郡山市旧洞泉寺遊廓において、貸座敷川本楼として営業していた旧川本家住宅（町屋物語館）の保存・活用を中心に論じたい。

遊廓とは、近世から近代の日本において、公権力によって営業を許可された売春の空間である。近世初頭より、それ以前には特定の地域に囲込まれることになかった遊女や遊女屋を、ある一定の区域に集住させ隔離する集娼政策がとられるようになった。近世期には、例えば京島原遊廓、江戸新吉原遊廓、大坂新町遊廓など、三都をはじめとする主要都市で遊廓が設置された。

1872年10月、いわゆる芸娼妓解放令（以下、解放令と表記）が公布され、これは近代公娼制度確立に至る大きな画期となった¹⁾。解放令により遊女らの解放が命じられたものの、実際には解放令は売春業自体を禁止しようとする意図をもつものではなく、解放令後も再び遊廓の営業を許可する府県が多く、実質的な売春制度が継続された。それ以前から営業していた遊女屋や飯盛旅館などの売春業者は「貸座敷」と名を変え、遊女や飯盛女などの売春女性らは「娼妓」として一元化され、管理・統制されるようになった。近代公娼制度のもとでは、原則として集娼制がとられた。売春業者である貸座敷の営業は貸座敷免許地に指定された区域内部でのみ許可され、それぞれの貸座敷免許地内部には貸座敷や引手茶屋などの遊廓関連業種が集積した。解放令直後、娼妓や貸座敷の統制は各府県に委ねられ、国家による統一された基準は存在せず、地域ごとに娼妓取締規則などが策定された。こうした制度的な地域差が解消されたのは、全国を対象に発令された1900年の「娼妓取締規則」によってであり、これにより近代公娼制度が

確立したとみなされている。

このように解放令を契機として明治中後期において近代公娼制度の近代化が進められたことにより、近代日本では鑑札を申請し納税を行うことによって許可された売春女性である「娼妓」と、実質的な売春業者である「貸座敷」らが売春営業を担うこととなった。また、貸座敷は各府県が個別に指定する「貸座敷免許地」でのみ営業が許可されるようになり、近代では一般的に、この貸座敷免許地が「遊廓」として認知されるようになる。地方都市では幕末期から明治前期に新たに設置された遊廓も多く、近代日本において遊廓は多くの人びとにとって日常的な生活空間のなかに存在する、身近なものであった。筆者はこれまで、近世から近代における遊廓の成立と展開、そしてそこで生きる人びとの経営・労働・遊興の具体像を地域社会とのかかわりから検討してきた²⁾。遊廓は経済的な利益を生み、地域開発の手段でもあったことから、売春業者のみならず地域の有力者、土地所有者、行政や警察など、都市におけるさまざまな人びとの思惑のなかで創出・再編された空間であったといえる³⁾。

第二次世界大戦後にGHQによる勧告を受けて政府は公娼制度を名目上廃止したものの、実際には売春営業は黙認され、それ以前の貸座敷は特殊飲食店と名を変えて営業を続け、遊廓は赤線と通称される特殊飲食店街として営業するものが多かった。こうした国家が黙認し続けた売春が完全に禁止されたのは1958年の売春防止法完全施行によってであり、これ以後、売春業者らはホテルや旅館、下宿業、キャバレー、トルコ風呂など、さまざまな業種に転業していくことになる。しかしながら、現在ではこれらの業種を廃業し空き家となったままの妓楼建築も多く、近年では老朽化から所有者による維持が困難となり、解体されるものも多い。

遊廓はいうまでもなく売買春のための空間であり、その内部では貸座敷に抱えられた多くの女性たちが借金によって人身を拘束され、売春に従事した。とくに近代において、売春業は賤業とみなされたため娼妓は淫売婦として蔑視されることも多く、一方で貸座敷業者らはしばしば地域の有力者として県会・市議員などを務めることもあったが、売春防止法施行以降にはかつて女性を拘束して売春させていたとして、さまざまな場面で差別を受けることもあった。地域社会においても、遊廓での売春営業に依拠して経済的な利益を享受してきたという側面から、遊廓の存在が地域にとってのスティグマとされることも少なくない。

こうした事実から、遊廓を「負の歴史」とみなし、あえて語らない、あるいはかつて遊廓が存在した記憶を覆い隠そうとする方策をとる地域も多い。しかしながら、近年は戦争や災害、公害、感染症、あるいは売買春などの「負の歴史」にまつわる遺構や遺物をあえて観光の対象とし、人びとの悲しみの記憶をめぐることを目的とするダークツーリズムが提唱されるなど、「負の歴史」、「負の記憶」を地域社会が受け止め、さらにそれを活用しようとする機運もみられる⁴⁾。「負の歴史」の一つである遊廓については、人見佐知子が妓楼建築の保存・活用について論じている⁵⁾。人見は『朝日新聞』の記事から主に1990年代以降における妓楼建築の保存・活用の動向を検討し、1990年代より妓楼建築の老朽化によって建築学等の研究者の注目が集まりはじめ文化財化が進められたことや、ノスタルジックな関心の対象とされはじめたことを指摘した。また、2000年代には売春の場であった妓楼遺構に対する地域社会の抵抗感が存在していたものの、近年では忌避感が薄れ、まちづくりや地域交流の拠点として妓楼建築が再生されつつあると述べた。一方でこれらの動きが売買春の歴史という女性の人権や尊厳保護の文脈から切り離されて進められていることに対して疑問を呈している。人見の報告は、妓楼建築の保存・活用を論じるうえで貴重なものであるが、現状では1990年代以降における妓楼保存・再生に関する全体的な動向を論じるにとどまっており、具体的な妓楼建築の保存・活用のプロセスや、保存に至る地域社会での議論などについては十分検討されておらず、特定の事例からのより詳細な検討が必要である。

地理学においては、すでに本来の用途では機能することなく、利用価値を失った建造物や景観の保存・活用にに関する研究が数多く蓄積されてきた。そこで強調されるのは、過去の遺物・遺構などの「保存」

とは過去のありのままの姿を保存、継承するものではなく、何を保存し、それをどのように語るかは恣意的に選択されるものであるということである⁶⁾。また、歴史地理学では、しばしば「記憶の場所」にまつわる議論が行われており、地域につくられる記念碑や慰霊碑が存在する場所、あるいは野外博物館に代表される、歴史的遺物・遺構を置くことによってヘリテージ化された場所の構築過程が取り上げられてきた⁷⁾。例えば、北海道真歌山におけるアイヌ民族によるシャクシャインの顕彰空間の創出を検討した桑林は、記憶の場所の構築とは、「単にある場所に物質的な建築物が設置されることなどではなく、そうした行為も含め場所そのものに過去との結びつきが見出され、顕彰されるようになることを指す」⁸⁾とする。

それでは遊廓で使用された妓楼という「負の歴史」を抱える空間は、売買春の場という本来の機能を喪失したのち、どのようにヘリテージ化され、その「記憶」を語られていくのであろうか。本稿ではまず、新聞記事を用いて売春防止法施行後から現代を対象とし、時期ごとの妓楼建築の保存・活用事例を検討する。次に、具体的な事例として行政が主体となった妓楼建築の保存・活用を進める大和郡山市旧川本家住宅を取り上げ、保存への過程と、遊廓であったという過去と記憶が地域でいかに語られるのかを考察する。なお、遊廓や特殊飲食店など売買春業者が営業していた建築物については、遊廓建築や妓楼建築、娼家建築などさまざまな呼び名が使われているが、本稿では妓楼建築という名称を用いる。

2. 妓楼建築の保存・活用事例の検討

1-1 2010年代までの遊廓関連遺構の保存・活用事例

第1表は『読売新聞』に掲載された記事から、建築物や大門など遊廓にかかわる遺構の保存・活用に関するものを示したものである⁹⁾。また、遺構の保存ではないものの、遊廓にかかわるイベントなどの創出についての記事も取り上げた。遊廓にかかわる記事は多くはないものの、保存などに関する全体的な動向を把握したい。

まず、遺構の解体に関する記事を挙げる。1966年には東京新吉原遊廓（現東京都台東区）の明治期から大正期のものと思われる裏門の石柱が発見された。この石柱については地域住民らから移転と保存を望む声があがったものの、石柱の破損が大きく、移転費用がかさむことから資金面から断念したとされている（第1表 No.1）。1980年には、東京旧洲崎遊廓内に存在した洲崎橋の解体を取り上げた記事が掲載された（No.2）。洲崎遊廓は明治20年代に東京根津にあった遊廓をここに移転させて形成したものであり、戦後は赤線としてにぎわった。当該地域では、洲崎遊廓や赤線を想起させる「洲崎」という地名が、すでに地域住民の強い要望により東陽町へと変更されていた¹⁰⁾。その背景には、かつての売春業者やその子女への差別の根強さがあったとみられるが、地名も変更され、遊廓時代からの遺構もこの時期にはすでに洲崎橋のみとなっており、これが解体されることによって洲崎遊廓の遺構は地域から消滅することになったという。ここでは、遊廓の記憶は地域住民にとって差別を生む、忌避すべきものとなっており、地名や遺構の抹消によってそれを実行しようとしたことがうかがえる。

一方、1990年代後半から2010年代初頭には、遊廓文化をテーマとしたイベント化、テーマパーク開設の動きがみられた。このうち、東京吉原遊廓において料亭松葉屋が企画したという吉原のテーマパークは吉原の町並みを再現し、衣装などを展示して踊りや唄を楽しめる娯楽場をつくるというものであった（No.4）。これは実現しなかったとみられるが、企画者である料亭店主は「吉原が築いてきた文化」や「江戸の芸能や風俗」を残すべきであると述べており、遊廓における売買春の歴史よりも、貴重な芸能・文化としての側面を強調している。

2004年には京都島原で「太夫道中」が再現され（No.6）、2011年には栃木県栃木市で「おいらん道中」が実施された（No.11）。これは芸妓や一般女性らが花魁の装いで街中を練り歩くものであり、いずれも地域活性化を目指したイベントとして実施されている。栃木市のおいらん道中の主催者は「遊女は唄な

第1表 遊廓関連遺構の保存・活用事例

No.	地域	事項	記事掲載日
1	東京都台東区	明治後期から大正のものとして推測される裏門の石柱が発見され、移転保存が協議されたものの資金面の問題から断念	1966/10/6
2	東京都江東区	洲崎遊廓の入口にかかっていた洲崎橋の取り壊しが決定	1980/8/31
3	神奈川県横浜市	市内の寺院に保存されていた貸座敷岩亀楼の石灯籠を横浜公園に移築保存することが決定	1982/12/15
4	東京都台東区	料亭松葉屋によるテーマパーク建設計画。吉原の町並みの再現、花魁の衣装等の展示、唄や踊りのショーを予定	1997/4/8
5	広島県豊町	急傾斜地の工事中に近世期の遊女らの墓88基が発見され、地区内の高台に移設。地域住民らによって遊女供養塔が建設され、「おいらん公園」を整備	2003/9/27
6	京都府下京区	島原大夫道中が再現され実施	2004/11/23
7	熊本県熊本市	美術館にて「二本木遊廓展」が開催。地域に居住する絵師の作品を展示	2007/8/30
8	熊本県熊本市	解体が計画される日本亭の保存運動を展開する地域住民有志による建物の一般公開が実施	2008/8/18
9	栃木県日光市	遊廓建築を改造し、カフェをオープン	2009/6/14
10	奈良県大和郡山市	市民ボランティアによる川本邸の掃除やガイドについて紹介	2011/5/5
11	栃木県栃木市	「歌麿まつり」のイベントとしておいらん道中を実施	2011/10/1
12	奈良県大和郡山市	川本邸を町屋物語館として一般公開	2018/3/27
13	大阪府西成区	鯛よし百番のクラウドファンディングによる文化財修復資金募集を実施	2021/6/25
14	京都府下京区	明治期の遊廓建築をリノベーションし、宿泊複合施設をオープン	2021/6/25
15	富山県氷見市	2020年に遊廓建築である旧社屋を改修、レンタルスペースとして公開	2022/4/9
16	京都府八幡市	旧橋本遊廓をめぐる観光ツアーの開催、遊廓建築の喫茶店・旅館としての活用を開始	2022/5/22

(『読売新聞』により)作成)

どの芸事の修業を積まなくてはならない大変な仕事だった」、「江戸の文化理解深めて」と述べた (No.11)。吉原のテーマパーク計画にも共通するが、この時期には売買春や人身売買といった遊廓の「負」の側面よりも、遊廓における芸能や風俗を華やかな「江戸文化」として肯定的にとらえ、それを伝統文化として継承し、イベント化しようとする試みがなされたことがうかがえる。

2000年代後半には、市民団体などを主体とした妓楼遺構の保存・活用活動が展開されるようになる。『読売新聞』では、熊本県熊本市旧二本木遊廓の貸座敷日本亭を対象とする市民有志による保存活動について言及されている (No.8)。これは「壮大な文化をつくった遊廓の存在を多くの人に知ってほしい」、日本亭を「保存して地域活性化に役立てられないか」など、妓楼建築を軸にした地域活性化を視野に入れたものであった。

そのほか、『読売新聞』には表れないが、愛媛県松山市の道後温泉では、地域に存在した歓楽街であるネオン坂や、かつての貸座敷朝日楼の妓楼建築を活用したまちづくり計画をNPOが中心となって進めていたという。こうした活動には市からの助成金なども出されていたようであるが、市民団体から朝日楼

やネオン坂を活用したまちづくりは売春を利用して町の活性化をはかるもので女性の不安をかき立てる、「公娼制度の礼賛」であるとの批判がなされた¹¹⁾。その後の詳細については不明であるが、日本亭、朝日楼とも現存しておらず、いずれの保存運動も頓挫したものと推測される。

1-2 2020年代からの遊廓関連遺構の保存・活用事例

2020年以降の特徴として、クラウドファンディングなども利用した積極的な妓楼建築の保存・活用がみられるようになることがある。2021年には、大阪府西成区の旧飛田遊廓において貸座敷として利用された国の有形文化財「鯛よし百番」の修復費用を募るクラウドファンディングが行われた(No.13)。この記事には他の妓楼建築保存に関する事例も紹介されており、本稿で取り上げる大和郡山市町屋物語館や、京都市下京区の旧五条楽園(七条新地)において明治期の妓楼建築をリノベーションした宿泊複合施設がオープンしたことについても触れている。この施設は隣接して建つ2軒の妓楼建築をリノベーションしたものであり、1軒はゲストハウスおよびコワーキングスペース、もう1軒は飲食店として活用されている(写真1)。なお、記事中には取り上げられていないが、旧五条楽園では近年、妓楼建築をリノベーションした店舗が増えている。

当該記事では、「かつて遊廓が存在したという歴史を知り、女性の権利などについて考えるきっかけにしてほしい」といった大和郡山市役所担当者のコメントが掲載された(No.13)。また、研究者による「遊廓はドラマなどで肯定的なイメージで語られることがあるが、借金で女性の自由を奪い、尊厳が損なわれたことは歴史的事実だ。建物を保存するだけでなく、そうした歴史をしっかりと説明していくことが重要だ」との見解が示されている。

そのほか、富山県氷見市では妓楼建築を社屋として利用してきたタクシー会社がリノベーションを実施し、イベントスペースをオープンさせたことを報じたものがある(No.15)。また、京都府八幡市旧橋本遊廓における観光ツアーについての記事では、中国出身の女性が妓楼建築を取得し、改装したうえで喫茶店や旅館として活用しており、建物内を案内する様子が紹介された(No.16)。なお、記事には触れていないが、この女性は貸座敷として橋本遊廓で営業していた建造物をリノベーションして喫茶店とするため、クラウドファンディングでの資金調達を行っている¹²⁾。記事中では、かつて父が橋本遊廓で妓楼を経営していたという女性が「遊廓だったというのは、確かに負の遺産かもしれない。でも」、「消せない事実だし、ここで生まれ育ったのは、悲しいけれども私の宿命です」と述べている(No.16)。

このように、2020年代より妓楼建築の保存・活用が各地で加速しており、なかにはクラウドファンディングによる資金調達を行う事例もみられる。こうした保存・活用は、妓楼建築特有の建築様式に関心が集まっていることもあるが、それにとどまらず、遊廓遺構を「負の遺産」としてとらえ、建築物の保存だけでなく遊廓の歴史について知るべきであるといった視点が生じていることにも注目したい。



写真1 京都旧五条楽園における妓楼建築をリノベーションした複合施設
(2023年3月、筆者撮影)

3. 大和郡山市旧洞泉寺遊廓における川本家住宅の保存

3-1 洞泉寺遊廓の展開と現況

続いて、具体的な事例として奈良県大和郡山市旧洞泉寺遊廓における旧川本家住宅（以下、川本家住宅と表記）の保存過程について検討する。川本家住宅は、後述するように大正期ごろには貸座敷として川本楼の屋号で営業していたと考えられる。

当該地域は奈良盆地北部に位置し、近世期には郡山藩の城下町として繁栄し、1889年に郡山町、1954年に大和郡山市が発足している。現大和郡山市域においては、近代には「岡町」と通称される東岡遊廓および洞泉寺遊廓の2つの遊廓が営業していた。本稿で対象とする洞泉寺遊廓は近世期には郡山城下南端に位置しており、すでに幕末期には遊女屋6軒が営業していたと伝えられている¹³⁾。当該区域は郡山城下において寺院が集まる寺町としての性格を有しており、遊廓区域内には洞泉寺および浄慶寺、正願寺など複数の寺院が存在した。他の地方都市では、明治後期以降に市街地に存在した遊廓を郊外に移転させるケースが多いが、郡山では洞泉寺遊廓の移転は実施されず、幕末期から売春防止法施行に至るまで、同じ場所において営業し続けていた。

1929年に刊行された遊廓ガイドブックである『全国遊廓案内』は、洞泉寺遊廓について下記のように記している。

洞泉寺遊廓は、東岡遊廓よりは、建築に於ても、設備に於てもその他あらゆる点に於て一步を譲て居る。貸座敷は目下十七軒あつて、娼妓は百五十人居る。奈良、大阪、京都方面の女が多い。店は写真店で、娼妓は全部送り込み制である。遊興は時間制、又は仕切り花制で廻しはとらない¹⁴⁾。

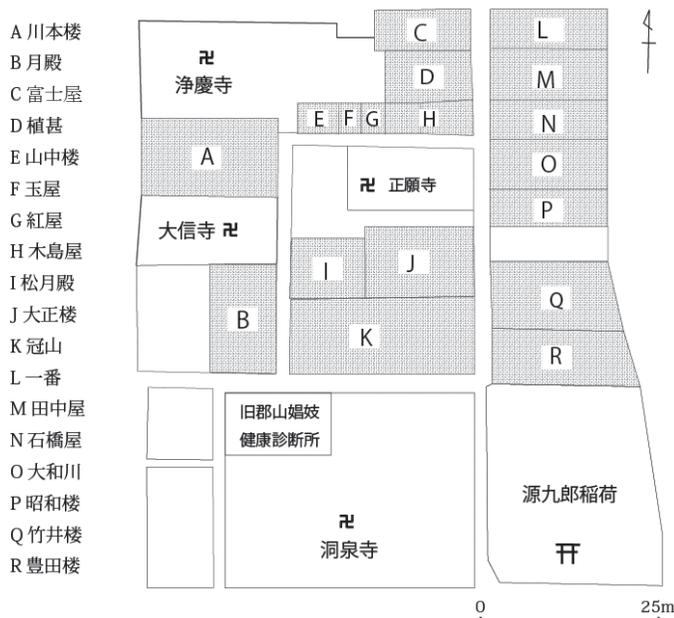
ここでは、この時期の洞泉寺遊廓には貸座敷17軒があり、娼妓150人が抱えられていたとされている。なお資料中にある写真店とは、店内に娼妓の写真を掲示して客に娼妓を選ばせる方式のことであり、後述するとおり川本楼でも写真を掲示していたとされる写真場が残っている。送り込み制とは、娼妓は置屋という貸座敷とは別の店舗に抱えられ、客からの依頼があると揚屋などに娼妓が赴いて接客する形式のことである。ただし、川本家住宅の間取りなどを考慮すると、洞泉寺遊廓では実際には送り込み制ではなく、娼妓が暮らす家屋に客が訪れて遊興する居稼ぎ制で営業していたとみられる。また、『全国遊廓

案内』の記述からは、当時は洞泉寺遊廓よりも郡山町域におけるもう一つの遊廓である東岡遊廓の方が建築や設備などの面において格式が高いと考えられていたようである。

第1図は、大和郡山市都市計画課によって調査・作成された略図¹⁵⁾をもとに、売春防止法施行直前の1955年ごろにおける洞泉寺地区の特殊飲食店の位置と店名を示したものである。洞泉寺のほか、浄慶寺、正願寺、源九郎稲荷など寺社が集積し、区域内において寺社地以外の区画は多くが特殊飲食店であった。本稿で事例とする川本楼のほか、冠山、月殿、山中楼、木島屋、植甚、富士屋などをはじめ18軒の特殊飲食店が営業していた。

筆者が初めて旧洞泉寺遊廓を訪れたのは2020年2月であるが、この時点ではかつて貸座敷、あるいは特殊飲食店として営業していた店舗として、川本楼のほか、すでに空き家であったものの山中楼、木島屋、植甚、富士屋の妓楼建築が健在であり、そのほか1軒がエステサロンとして利用されていた。いずれも2階から3階建ての木造建築であり、格子窓が特徴的な特有の景観を呈していた。しかしながら、山中楼、木島屋、植甚、富士屋は空き家となり老朽化が激しかったことなどから維持が困難となり、2020年3月以降、取り壊しが行われることになった。なお、これらの建築物はいずれも浄慶寺の所有であった¹⁶⁾。解体に先立ち、比較的保存状態が良かった山中楼内部の一般公開が行われた。山中楼は路地に解体のための重機が入れなかったため取り壊しは実施されなかったが、他の3軒についてはすでに解体されている。

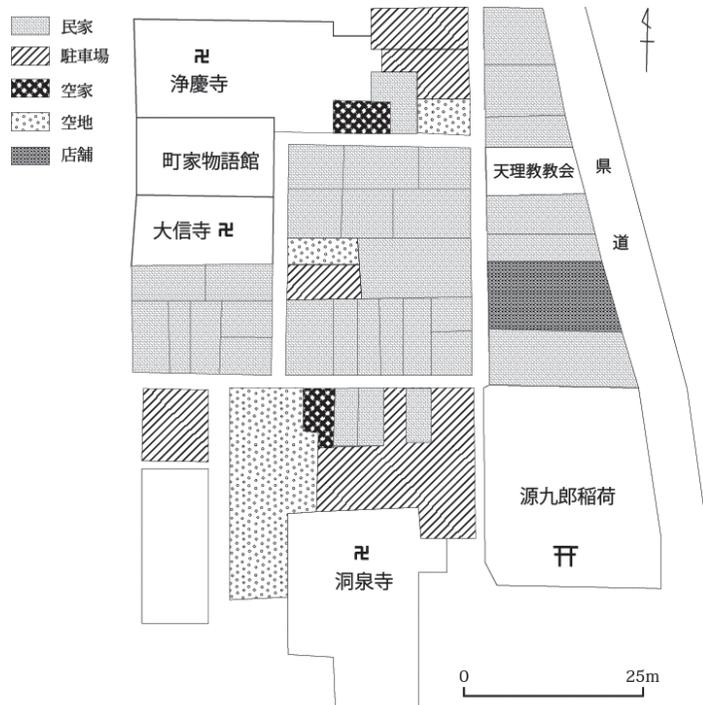
第2図は、2023年2月における旧洞泉寺遊廓区域の土地利用を示したものである。現存する妓楼建築は川本楼、山中楼、竹井楼の3軒である。このうち川本楼は町屋物語館として公開され、竹田楼も引き続きエステサロンとして営業している。山中楼は前述のとおり解体が計画されたものの実行されず、空



第1図 旧洞泉寺遊廓区域における店舗の位置—1955年ごろ—
(大和郡山市土地計画課作成の地図をもとに作成)

注) 土地区画については当時の正確な状況が不明であるため、現在の住宅地図から推測した。

き家の状態となっており、2020年に解体された3棟の跡地は2023年2月段階で、2軒が駐車場として利用され、1軒は空地の状態である（写真2）。現在、遊廓区域内の大部分は寺社地もしくは一般民家として利用されており、かつて特殊飲食店として利用されていた区画も複数の区画に分割されるなどして民家となっているものが多い。



第2図 旧洞泉寺遊廓区域の土地利用—2023年2月—
(現地調査により作成)



写真2 解体された富士屋・植甚・木島屋の跡地
(2023年2月、筆者撮影)

3-2 旧川本家住宅の概要

現存する川本家住宅は、道路に面して店舗として利用された本館（主屋）、その奥に位置する経営者の居住空間を中心とする座敷棟（住居棟）、さらにその奥に位置する土蔵（納屋）の3棟から構成される¹⁷⁾。棟札から、本館および座敷棟が1924年に、蔵が1922年に建設されたものと推測されている。ここで営業した貸座敷である川本楼の営業開始は、史料の残存状況からして1918年以前と推定されているが¹⁸⁾、このころの店舗の位置については判明していない。川本楼は第二次世界大戦後も特殊飲食店として営業していたようであるが、1958年の売春防止法完全施行により廃業した。その後、昭和40年代初めまで下宿業を営んでいたが、下宿業を廃業した後は1989年まで元経営者家族の住居として使用され、その後は空き家になっていたという。

川本家住宅の概要は以下のとおりである¹⁹⁾。川本家住宅は木造3階建てで、道路に面した本館の2、3階のファサードは総格子造りになっている（写真3、4）。本館1階はゲンカンを入ると向かいに帳場があり、ここに店の者が常駐して客との交渉や料金の精算などの対応をしたとされている。帳場には電話が備え付けられていたほか、のぞき窓を設けて来店する客の様子をうかがえるようにしていた。

ゲンカンを入れて左手の道路に面した部屋（ミセ）は娼妓溜まりであったとされ、ここで娼妓らが客を待っていたと伝えられている。ゲンカンには「写真場」が設けられており、貸座敷としての営業中にはここに各娼妓の写真が掲示され、客が娼妓を選ぶことができるようになっていた。

道路に面した本館からさらに奥に進むと、中庭を備えた座敷棟に続く。座敷棟1階には上客を対象とした宴会などが行われた大広間が中庭に面して配置された（写真5）。中庭には石造りの貯水槽が残されており、樹木（シロロ竹）が植えられている（写真6）。そのほか、客用の便所3室や娼妓が接客後に使用する洗浄室、浴室などもあり、廊下の一角にはタイル貼りの洗面台も配置されていた。便所前の廊下は、現在は板張りになっているが貸座敷として営業していた時期にはガラス張りであり、その下には金魚が泳ぐ池がつくられていたと伝えられている。また、浴室はタイルが貼られたモダンなつくりであり、天井には川本家の家紋があしらわれている（写真7）。これらは遊客を対象とした空間であり、採光の工夫やタイル張りのモダンなつくり、金魚が泳ぐガラス張りの池など、豪奢で非日常な遊廓のありようを演出するものであったとみられる。

本館2階には、8畳および4畳半の客間が各1室あり、3畳の客間が道路に面して4室、北側に2室設けられている。8畳の客間は床の間が備わり、上客や飲食のために使用された可能性があるという。3畳の客間は娼妓1人に一室が与えられており、娼妓が客を取る場であるとともに暮らしの場でもあったという。これらの3畳の客間の内装は簡素ではあるが、吊り床なども供えられていた（写真8）。3階には3畳の客間が8室、8畳および4畳半の客間が各1室存在した。3畳の客間が道路に面して配置されているのは2階と同様である。館内では随所に趣向をこらした窓や欄間、床の間などが配置されていた（写真9）。窓は採光や通気を確保するためのものでもあるが、いずれもその豪華さや非日常性を客に対して示すものとなっている。また、館内には「大階段」と呼ばれ、登り専用と伝わる階段のほか、退店時や便所に行くときのみに使われたという複数の階段が設けられている。廊下も回廊ようになっており、客同士がなるべく顔を合わせないようにしたという妓楼建築の特徴を示している。

現在は1階の娼妓溜まりの部分が簡易的な展示スペースとして利用されており、展示パネルのほか棟札や川本楼で使用されていた遊客名簿、料金表（写真10）などが展示されている。娼妓溜まりは経営者家族の住宅として使用されていたころには応接室として使用されていたといわれ、その際に本来は部屋のなかに設けられていた階段が撤去されていたが、町屋物語館の公開に向けてその階段を再設置したという。そのほか、娼妓溜まりの向かいの部屋はボランティアガイドの待機室として、玄関から向かって右手の部屋は飲食可能なカフェスペースとして利用されている。また、洗浄室および蔵の内部は非公開である。



写真3 川本家住宅の外観
(2023年2月、筆者撮影)



写真6 中庭
(2023年2月、筆者撮影)



写真4 川本家住宅本館正面
(2023年2月、筆者撮影)



写真7 川本家の家紋がタイルであしらわれた浴室天井
(2023年2月、筆者撮影)

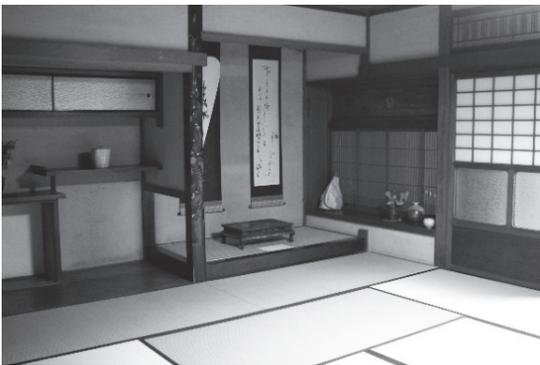


写真5 大広間
(2023年2月、筆者撮影)



写真8 三畳間の客室
(2023年2月、筆者撮影)



写真9 趣向をこらした窓
(2023年2月、筆者撮影)



写真10 展示されている料金表
(2023年2月、筆者撮影)

3-3 川本家住宅の保存と公開

次に、大和郡山市市議会議事録（以下、議事録と表記）および地域振興課提供資料、新聞記事から、川本家住宅の保存から公開に至る過程について検討する（第2表）。大和郡山市が空き家となった川本家を取得したのは1999年のことであった。取得費用は約8700万円である。ただし、取得した当時、市の側で明確な活用計画があったわけではなく、「街の歴史を表す建物は油断するとすぐ消えてしまう。活用策は未定のまま、ひとまずストップをかけた」と、町屋の保存を目的として市が急遽購入したという状況であった²⁰⁾。購入後、市職員らによって構成される町屋保存検討委員会において「展示を主にした観光施設」としての活用が模索されていたが、遊廓であるということから人権問題への配慮や、耐震化などの課題が生じた²¹⁾。このころ市の財政状況悪化もあり、2003年には市による現況調査や実測図面の作成が行われたものの、これ以降も本格的な活用には至らなかった。多額の費用をかけて取得したものの活用に至らない状況については、2007年ごろからは市議会においてもたびたび議員による追及が行われている。2008年3月に開かれた町屋保存検討委員会では、保存費用として約2億円かかることから、市財政の悪化を受けて建物の解体と土地売却もやむなしという意見が大勢を占め、建築物を解体して敷地内にレプリカをつくることによって「保存」しようとする意見も出ている²²⁾。

事態が動き出したのは川本家住宅の取得から約9年を経た2008年であり、この年、市長の諮問機関として研究者ら外部の有識者を交えて旧川本家住宅検討委員会が設置された。2009年には旧川本家住宅検討委員会による中間答申が出され、「遊廓」という特性を残しつつ、出来るだけ多くの市民に試行的な利活用を促し、これからの方向性を見出すという方針が示されている²³⁾。多くの市民に利活用を促すという方針のもと、2010年からは市民によるボランティアや建築を学ぶ専門学校生らが中心となって邸内の清掃が開始された²⁴⁾。また、安全対策として南側壁面の補修工事、漏電防止措置がとられたほか、邸内すべての畳の入れ替えを行っている。このころから、見学会の開催や現代アート作品展、雛人形の展示などを行ったりする試みが行われている。議事録によれば、この時期にはかるた会や夏祭りなどの場としても活用されたが、建物が耐震強度の基準を満たしていないため、見学者・利用者から事故があってもその責任は問わないとの承諾書をとったうえで利用させていたとの記述がある²⁵⁾。邸内の清掃からはじまり、川本家住宅の活用は地域住民らを中心としたボランティアを主体とした運営がなされていることも重要である。

2012年には旧川本家住宅検討委員会の最終答申が出され、川本家住宅の保存意義および存在価値を明確にし、「花街」という特性を残しつつ、「市民活動の自由空間の場」として活用するとの方向性が示された²⁶⁾。こうした方針をもとに本格的な一般公開への準備として2013年に耐震診断を実施し、2016年

から耐震化工事に着手した。議事録上では、2016年から現在の名称である「町屋物語館」の名が使用されている。

耐震化を完了した2018年1月、川本家住宅は「町屋物語館」の名称で一般公開を開始した。開館から約1年半で入館者は約3万人であったという²⁷⁾。館内にはボランティアガイドが常駐し、建物の管理と見学者の対応を行っている。見学者の希望があれば、ガイドが見学者に同行して建物内部を案内している。2019年には、町屋物語館1階の一部の部屋をカフェスペース（「町屋カフェ語らい」）として開放し、飲み物を提供するようになった。

第2表 川本家住宅の保存・活用をめぐる動き

年	事項
1989年	川本邸、このころまで元経営者家族が居住。その後転居により空き家に
1999年	大和郡山市が川本邸を買収
2003年	大和郡山市による現況調査と実測図面の作成
2008年	外部の有識者を含め、旧川本家住宅検討委員会を設置
2009年	旧川本家住宅検討委員会による中間答申
2010年	市民ボランティアらによる川本邸内部の清掃。壁面補修工事の実施。このころより内部の見学会及び市内の歴史的建造物をめぐるツアー、現代アート作品展、雛めぐり（雛人形展示）などを実施
2011年	市民ボランティアらによる川本邸内部の清掃
2012年	旧川本家住宅検討委員会による最終答申
2013年	邸内の畳張り替えを実施。耐震診断を実施。
2014年	川本邸が国の有形文化財に登録。10月、川本邸にて大金魚博覧会を開催。
2016年	川本邸耐震化工事に着手。このころ「町屋物語館」の名称決定か
2017年	川本邸耐震化工事が完了
2018年	1月、町屋物語館として一般公開開始
2019年	町屋物語館内にカフェスペースを開設
2020年	3月以降、妓楼建築3棟（木島屋、富士屋、植甚）が解体される。解体に先立ち、解体予定であった山中楼の一般公開を実施 ボランティアガイド向けの勉強会（ガイド研修）を実施

（大和郡山市市議会議事録、大和郡山市地域振興課提供資料、『読売新聞』により作成）

4. 大和郡山市による旧川本家住宅の価値づけと活用

4-1 旧川本家住宅の価値評価

主に大和郡山市議会での議論から、川本家住宅を取得し、保存・公開の主体となった行政側の川本家住宅に対する認識と保存・活用の方針について検討していく。

川本家住宅の取得経緯について、2003年に市の産業環境部長は下記のように説明している。

全体的には保存状況は大変よく、木造三階建ての建築遺構といたしまして貴重な建物で、往時の面影を今も残しておる建物でございます。また、洞泉寺の町並みは、幅員が二間の道路に面しまして、現在も落ちついた雰囲気を与える木造二階、また三階建てが五軒残存しておる状況でございます²⁸⁾。

さらに「建築の専門家も注目をしておる貴重な建物」であることを踏まえ、「お城と箱本館『紺屋』、そして旧川本家といった古い町家を利用した観光拠点の整備に取り組み、観光客の市内での回遊性を図り、ひいては市内商店街の集客力増加に努めていく」、「箱本館『紺屋』に続く観光の拠点づくりの一環」として川本家住宅の買収を行ったと説明している²⁹⁾。ここで挙げられている箱本館紺屋とは、近世期から藍染め業を営んだ奥野家の住宅を保存修復した大和郡山市の観光施設であり、現在は藍染め体験や、大和郡山市の名産である金魚をテーマとしたコレクションなどの展示が行われている。

そのほかにも「奥野家に引き続いての町家の整備、地域の活性化、まちづくりの拠点整備等のさまざまな要素が含まれた施策」を進めるという方針が述べられており、市長からも「歴史的町並み整備による観光拠点を整備」し、市内に点在する観光資源を線として結びつけ「観光客の回遊性をつくり出す」ため、2000年から公開した箱本館「紺屋」に続く観光拠点として川本家住宅を位置づける旨の発言があった³⁰⁾。

こうした発言からは、市議会レベルでは川本家住宅がもつ「妓楼建築」であったという特異性はあまり強調されず、すでに保存活用が進められていた奥野家住宅と同様の、一般的な商家建築（町屋）として認識されていること、川本家住宅の価値としては大正期のものとして貴重な三階建ての木造建築遺構であるという、建築としての評価が重視されていること、市街地における観光資源の一つと価値付けられていることがわかる。大和郡山市においては奥野家住宅を再生・活用した「箱本館紺屋」という先行事例が存在しており、これに次ぐ町屋の再生と観光資源化を意図していたようにみえる。その後、川本家住宅の公開に際して「町屋物語館」の名称が選択されたことも、その買収以降、川本家住宅を「町屋」とみなして建築としての価値を評価してきた市側の考えをある程度反映したものと推測される。

一方、市議会では川本家住宅が妓楼であったことを「人権上の問題」とみなし、それをどう扱うかといった議論もなされている。商工観光課長による「遊廓という特異性があることから、このことに十分配慮」しつつ利用すべきであるとの発言に対し、市長からは「遊廓も含めて、そういうある種の文化遺産となっているということで、十分配慮をしながら、建物としては非常に貴重なものであるから—大正期の3階建ては全国的にも余り残っていない。この使い方を有効にぜひやっていきたい」との発言があった。しかしながら、この発言も建築物としての貴重さの強調と、「歴史を大切に。それを求める観光客を誘致するようなまちづくり」をすべきであるという、観光化およびそれによる地域活性化を求める文脈のなかで行われたものである³¹⁾。

議事録においては、川本家住宅が遊廓であったことについての言及として、以下のようなものがある。例えば、2006年に他地域の歴史講座受講生二十数名を川本家住宅に案内した際には、受講者から「男女共同参画の時代の今こそ、過去の人権を無視した人としての過ちの発信のシンボル」として最適だという意見があったこと、奈良市人権文化センターから見学申し込みがあったことなどを踏まえ、川本家住宅が「かなり注目されている建物」であるという認識を示している。こうしたことから、「教育、人権の視点も加味していただき、川本邸の由来も含めて、大いに発信」してほしいとの意見もあった³²⁾。しかしながら、少なくとも議事録においては、かつて売春業を営んでいたという川本家住宅の性質に言及したものはごくわずかであった。

4-2 旧川本家住宅の活用と展示内容

一般公開当初の担当者の発言によれば、町屋物語館では「遊廓だった歴史を隠してはいないが、前面

に出してもいない」という状況のもと、公開を行っているという³³⁾。前述のとおり、館内の展示スペースは簡易的なものであり、町の来歴や川本家住宅の構造などを示す展示パネルのほか、資料としては川本樓の遊客名簿や棟札、川本樓で掲げられたと思われる花代や飲食代の価格表示などが展示されている。ただし、遊客名簿は実際に記入して使用されたものではなく、中身がすべて白紙のままのものを、表紙のみが見えるように展示している。

この展示パネルのうち「ようこそ町家物語館へ」と題されたパネルには、下記の内容が掲載されている。

ここ旧川本家住宅は大正時代の遊廓建築です。この一帯には、かつて遊廓あるいは傾城町として賑わっていた過去があります。負の遺産として見られがちな遊廓の遺構。それは消すことのできない、目をそらしてはならない歴史の一面であることは間違いありません。(中略)この旧川本家住宅は、洞泉寺町の町家のひとつとして昔の面影そのままの姿で町の歴史を見守りつづけてきました。そんな町家を見つめなおすことこそが、城下町郡山とその歴史をもう一度見つめなおすことにつながるのではないのでしょうか³⁴⁾。

ここでは、川本家住宅が「遊廓建築」であることを明言し、洞泉寺地区が遊廓であったことにも言及している。そのうえで、遊廓遺構が「負の遺産」としてみられがちではあるものの、直視すべき歴史の一面であり、それを見つめなおすことが郡山とその歴史を見つめなおすことになるという認識が提示される。また、「旧川本家住宅の特質」と題されたパネルでは、建築様式や間取りについて解説し、それが「管理営業施設と当主の私的生活空間等からなる近代遊廓の屋敷構え」を知ることでできる建築であるとしている³⁵⁾。展示パネルはほかに、保存・公開への過程を示した「町家再生への道のり」、大和郡山市の他の観光施設を示した「郡山探訪」などがある。

大和郡山市は川本家住宅を購入した際、川本樓の経営にかかわる娼妓名簿や遊客名簿などの多数の古文書をあわせて取得し、その保存・整理と分析を進めている³⁶⁾。しかしながら、娼妓の暮らしや売買春の実態をより具体的に示すこれらの史料、あるいはそれらの分析内容についての展示は現在のところ行われておらず、館内の展示において娼妓らの暮らしや労働についての詳細な言及は行われていない。また、3階までの各部屋では、部屋の用途や様式などに関する解説パネルなどは展示されていない。娼妓が接客後に使用した洗浄室については、ガイドからの解説はあるものの内部は未公開となっている。

すなわち、町屋物語館におけるこれらの展示をとおして、見学者は川本家住宅が貸座敷として営業していた売買春の場であることを知るができるようになってはいるものの、その実態をより生々しく示す史資料はあえて示されていない。新聞紙上には川本家住宅検討委員会の委員長であった大学教員による「町のイメージづくり上、過去をあえてPRする必要はない」、「まずは建物の魅力を生かして多くの人が足を運ぶよう工夫し、一息置いて歴史や人権を考えてもらおう」³⁷⁾というコメントも掲載されており、この考えは展示内容の選択にも影響しているようにみえる。すなわち、町屋物語館では川本家住宅が売買春の空間であった事実は見学者に対して隠すことなく明示しつつも、川本家住宅における娼妓の労働や遊興といった暮らしの記憶は語られておらず、近代における管理売春についての理解をより深めるための展示は意図されていないといえる。

その一方で、貸座敷としての過去や住宅の利用形態についての情報は、見学者が希望した場合に同行するボランティアガイドの解説によって提供される。2020年10月には市の都市計画課職員2名によるガイドを対象とした勉強会(ガイド研修)も行われ、27名のガイドが参加した。講師を務めた職員はいずれも川本樓史料の保存・整理と分析を中心的な立場で行ってきた文化財担当者であり、ガイド研修にあたっては座学および現地研修を行って洞泉寺遊廓の概要や、川本家住宅の造りや利用形態などについての解説を行った。現在、町屋物語館ではこのときの配布資料の内容を踏まえた解説がなされており、文

化財担当者による川本家住宅や貸座敷としての利用形態などに関する学術的な知見が、希望した見学者に対しては提供できるようになっている。

見学者がガイドによる解説つきの見学を選択した場合、ガイドは各部屋の用途や構造など、貸座敷としての川本家住宅についての説明を行う。『日経新聞』の記事では、ガイドの女性による「かつてこんな暮らしがあった。その証を残さなければとの思いで案内している」³⁸⁾とのコメントが掲載されており、ガイドらが語り部としての役割を果たしているといえる。

5. おわりに

本稿では、旧遊廓地域における妓楼建築および関連遺構の保存・活用について、新聞記事の検討から時代ごとの概要を把握したのち、おもに大和郡山市旧洞泉寺遊廓川本家住宅（町屋物語館）を事例としてその具体的な過程を検討した。さらに、その保存・活用の過程において、遊廓であったという場所の記憶が見学者に対してどのように提示しているのかについて考察した。その結果は以下のように要約される。

売春防止法完全施行後、かつての遊廓・赤線地域では売春業への差別的な視点から、地名の改変などによってその記憶を覆い隠そうとする地域もみられた。その後、1990年代後半から2000年代には、遊廓を「負の歴史」とする視点が縮小し、むしろ遊廓を江戸文化、貴重な芸能・風俗を残す場として評価し、「おいらん道中」など遊廓文化を模したイベントなどが企画、実行されたことを確認した。2010年前後からは各地で少しずつ地域住民を主体として妓楼建築の保存運動が開始されたが、これらは失敗したものとみられる。妓楼建築の保存・活用について大きな変化が現れるのは2020年ごろからであり、このころ一般化したクラウドファンディングを活用して修復・リノベーション費用を募り、妓楼建築の保存・活用をはかる事例が散見された。また、この時期には遊廓を「負の遺産」、「負の歴史」としてとらえ、建築物の保存だけでなく、あわせて遊廓の歴史について知るべきであるといった視点が生じている。

そのなかで、本稿で事例とした奈良県大和郡山市旧洞泉寺遊廓川本家住宅は、行政が主体として妓楼建築を保存・公開した全国でも数少ない事例である。当初、市では十分な見通しを持たずに住宅を取得したため、本格的な保存公開に向けた作業に着手するまでに10年近くを要し、一般公開までには約20年がかかっている。市では、当初より遊廓としての特殊性や配慮の必要性を認識していたが、市長らは大正期の貴重な木造建築としての価値や希少性を積極的に評価しており、「町屋」であることをキーワードに市内の観光資源として地域活性化に役立てるとの意向も示していた。

外部の見学者らによって川本家住宅を人権教育の場として整備してほしいとの要請があり、市議会でもこれに触れているが、町屋物語館の公開に際しては「遊廓だった歴史を隠さないが、前面に出さない」という方針がとられたとされている。館内の展示は簡易的なものであり、見学者に対して貸座敷として営業していたことが隠さず提示されるものの、より生々しくその実態を伝える資料は公開されおらず、展示パネルにおいても例えば娼妓の労働実態など、詳細な情報は提供されていない。かわって、町屋物語館において遊廓としての記憶を語る役割を果たすのは、見学者に同行して解説を行う、市民を中心としたボランティアガイドである。少なくとも、町屋物語館では、見学者がより深く知ろうと希望したときのみ、貸座敷や遊廓としての記憶が語られる仕組みが作られているといえる。

遊廓の記憶をめぐるのは、売買春への批判や嫌悪、興味本位の視線、地域に遊廓が存在したことへの地域住民による忌避感、地域のイメージづくり上の問題など、さまざまな立場が想定され、自治体として町屋物語館において遊廓の記憶を全面的に語ることには大きな困難があると推測される。遊廓は一般に「負の歴史」とされることもあり、現代社会においてこれをどのように扱うべきかもいまだ明確になっていない。こうした状況を背景とした限界はあるものの、川本家住宅では娼妓の労働や生活などについての資料があわせて豊富に残されていることもあり、自治体においてもこれらの史料の分析が進められ、

その成果をもとにしたボランティアガイドへの教育なども行っている。現状では町家物語館は積極的に「負の歴史」を語る施設として機能しているとまではいえないが、今後、遊廓の記憶を継承し、それを伝えるための象徴的な場として活用されうる可能性をもっている。

遊廓は地域の繁栄を担い、象徴するとともに、売買春という「負の歴史」を抱えた空間でもある。妓楼建築が次々と解体され姿を消す状況のなか、今後は近年における遊廓研究の成果を積極的に反映させ、近代日本において広く普及していた売買春の記憶の保存と継承を語る博物館、資料館として妓楼建築の保存・公開の可能性を模索する必要がある。今後は、他地域における妓楼建築の保存・活用事例についての検討を蓄積し、こうした可能性について考えたい。

注

- 1) 加藤晴美『遊廓と地域社会―貸座敷・娼妓・遊客の視点から―』清文堂、2021年。
- 2) 前掲1)。
- 3) 加藤政洋『花街―異空間の都市史―』朝日新聞社、2005年。
- 4) 井出昭『ダークツーリズム―悲しみの記憶を巡る旅―』幻冬舎、2018年。
- 5) 人見佐知子「公開シンポジウム報告 妓楼遺構の保存と活用をめぐる一考察」心の危機と臨床の知 24、28-63、2023年。この報告は2022年3月8日に甲南大学において行われた公開シンポジウムをもとに作成された。
- 6) 平松晃「ヘリテージ創出過程における保存建造物の選択と過去の示され方 ―『横浜港発祥の地』を事例として―」地理学評論 89-6、2016、283-302。
- 7) 米家泰作「歴史と場所―過去認識の歴史地理学」史林 88-1、2005年、126-158。
- 8) 桑林賢治「先住民アイヌによる「記憶の場所」の構築 ―北海道・真歌山におけるシャクシャインの顕彰を事例に―」人文地理 73-1、2021年、5-30。
- 9) 前掲5)において人見は『朝日新聞』を使用して妓楼建築の保存についての検討を行っている。『読売新聞』では人見が検討した『朝日新聞』では取り上げられていない遊廓関連イベントや妓楼の保存等に関する記事が比較的豊富であることから、本稿では『読売新聞』を資料とした。『読売新聞』についてはデータベース「ヨミダス歴史館」を用い、「妓楼」・「遊廓」・「遊女」のキーワードで記事検索を行った。
- 10) 『読売新聞』1981年4月27日。これによれば、洲崎の住民は電車の定期券を購入するときは「洲崎」という地名を避けて東陽町から買うことや、洲崎の娘は他地域に寄留しなければ女学校に進学できなかったことなどが述べられている。
- 11) 渡辺豪「鯛よし百番を保全・修復するプロジェクトに協力することになりました」(<https://note.com/yuukaku/n/n68126e079d08>)
- 12) 2021年3月から行われたクラウドファンディング（「妓楼を茶楼に！プロジェクト」）によるものであり、旧第二友栄楼の茶楼へのリノベーション費用が募られた。
- 13) 山川均「又春廓川本楼、娼妓「奴」について」女性史研究 29、2019年、69-76。なお、洞泉寺遊廓の成立は近世前期にまでさかのぼる可能性についても指摘されている。
- 14) 日本遊覧社編・発行『全国遊廓案内』1930年、354頁。
- 15) 山川均氏、西山真由美氏の提供による。
- 16) 『毎日新聞』2020年5月20日（奈良版）。
- 17) 町家物語館展示パネルおよび川本家住宅間取り図、山川均氏、西山真由美氏、町家物語館観光ガイドの皆様らのご教示による。
- 18) 前掲13)。
- 19) 前掲17)。
- 20) 『日経新聞』2018年8月22日。

- 21) 大和郡山市地域振興課のご教示による。
- 22) 『大和郡山市市議会議事録』（2008年3月定例会（第1回）03月17日－03号）
- 23) 前掲21)。
- 24) 前掲22)。
- 25) 『大和郡山市市議会議事録』（2012年12月定例会（第4回）12月17日－03号）
- 26) 前掲21)。
- 27) 前掲20)。
- 28) 『大和郡山市市議会議事録』（2003年6月定例会（第2回）6月30日－03号）
- 29) 前掲28)。
- 30) 『大和郡山市市議会議事録』（2003年3月定例会（第一回）03月14日－04号）。
- 31) 『大和郡山市市議会議事録』（2003年予算特別委員会03月10日－01号）
- 32) 『大和郡山市市議会議事録』（2006年産業厚生常任委員会09月08日－03号）
- 33) 前掲20)。
- 34) 町家物語館における展示パネル「ようこそ町家物語館へ」による（2020年2月撮影）。
- 35) 町家物語館における展示パネル「旧川本家住宅の特質」による（2020年2月撮影）。
- 36) 前掲15)は大和郡山市が所蔵する、川本楼における経営史料（娼妓名簿など）を大和郡山市の文化財担当職員であった山川均氏が検討したものである。
- 37) 前掲20)。
- 38) 前掲20)。

謝辞

本稿の作成にあつては大和郡山市地域振興課、町家物語館ボランティアガイドの皆様、山川均氏、西山真由美氏のご助言、ご協力をいただきました。深く感謝申し上げます。

(受付 2023.3.22 受理 2023.7.12)

